

令和6年度 流域治水推進事業(テレビCM制作・放送および広報提案)業務仕様書 (案)

1 件名

令和6年度流域治水推進事業(テレビCM制作・放送および広報提案)業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

3 実施に当たっての基本方針

- (1)・近年、気候変動による豪雨が増加し、令和元年東日本台風、令和3年8月～9月の大雨など、全国各地で水害が激甚化、頻発化しており、長野県においても毎年のように甚大な被害が発生している。
 - ・「流域治水」の取組推進には、これまで治水を担ってきた国や県による河川の整備だけでなく、市町村、民間事業者や県民などのあらゆる関係者が参画、意識を共有する必要がある。
 - ・令和3年度から様々な流域治水の取組が実施されたことから、現状や実際の事例を映像に入れ込み、より身近なものに感じてもらい、テレビCMにより県民の皆様の更なる啓発を図りたいと考えている。
- (2) 放送内容は県民に対して、洪水や内水氾濫による浸水被害の軽減に取り組む「流域治水」への参画、意識を共有できるよう、普及啓発を図れる内容とする。

4 委託する業務の内容

○提供素材によるテレビCMの放送

- (1) 放送期間 令和6年7月22日(月)から令和6年8月18日(日)まで
- (2) 放送局 県内民放4局全て
- (3) 回数 計18本(15秒CM/1局あたり)以上
 - (内訳) Aタイム2本、特B(S)タイム3本、Bタイム4本、Cタイム9本
 - ※下位タイムの上位タイムへの振り替えは可とする
(上位からA、特B(S)、B、C)
 - ※動画素材は提供する

○新たなテレビCMの制作および放送

提供素材のテレビCMは令和3年度に制作されたものであるため、新しくテレビCMを制作し、放送する。

- (1) 広報の対象

年代や地域の隔たりなく、できる限り多くの方々に向けて、個人の出来る流域治水の取組について啓発する内容のものとする。

(2) テレビCM作品の長さ及び制作本数

15秒スポットテレビCM1本を原則するが、より効果が期待できる提案がある場合にはこの限りではない。

(3) 放送期間 令和6年9月23日(月)から令和6年10月20日(日)まで

(4) 放送局 県内民放4局全て

(5) 回数 計18本(15秒CM/1局あたり)以上

(内訳) Aタイム2本、特B(S)タイム3本、Bタイム4本、Cタイム9本

※下位タイムの上位タイムへの振り替えは可とする

(上位からA、特B(S)、B、C)

(6) 制作したCMは、放送前に内容の確認を県河川課に行うこと。

(7) 制作したCMは、放送開始日前日までに、通常のパソコンで再生が可能な形式としたもの及び通常のDVDプレイヤーで再生が可能な形式としたものの2種類をそれぞれDVDで納品する。

(8) 制作したテレビCMは、県河川課のホームページで視聴できるほか、県民向けの広報用資料として市町村、小売店等に提供する等して広く啓発に活用するため、委託契約期間終了後も受託者に許可を求めることなく使用可とすること。

(9) 前項の理由から、制作するテレビCMは、表現内容に工夫をし、複数年にわたって使用ができるような内容とする。

○新たな広報の提案および実施

流域治水を普及啓発するために、より効果的と思われる新たな広報を提案し、実施する。現時点で実施している内容は下記のとおりである。既に実施しているものと類似していても、手法を工夫することにより効果的に広報ができる場合は提案の対象とする。また、提案内容によっては本業務内で一部のみの実施となっても構わないが、実施範囲は監督員と協議の上決定する。

実施済みの広報

テレビCM : 15秒CMを制作し、民放4社にて放送。

ミニ番組 : ミニ番組を制作し、長野県ホームページ上で公表

学習用動画 : 動画を制作し、長野県ホームページ上で公表

学習用模型 : 流域治水の効果がわかる模型を製作し、防災教育等で使用

パンフレット : A4パンフレットを制作し、防災学習時に配布

ポスター : B2ポスターを制作し、県関係機関および商業施設等に掲示

物品製作 : ステッカー、ピンバッチ、缶バッチ、クリアファイル、リーフレット、

トートバッグ、反射キーホルダー

5 契約保証金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、長野県財務規則第 143 条各号に該当する場合は契約保証金を免除する。

6 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、業務完了後に提出された業務完了報告書に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で支払いを行う。
- (2) 事業の実施に際して、必要がある場合は、委託料の 10 分の 3 に相当する額の範囲内で前金払を請求することができる。

7 業務の再委託

受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務についてあらかじめ委託者の承諾を得たときは、第三者に委託することができるものとする。

8 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うにあたり取得した個人情報の取扱いについては、十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。成果品（業務の履行課程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

9 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または、自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

10 報告

- (1) 受託者は、「業務日程表」及び「業務実施代理人届」を契約の日から 5 日以内に委託者に提出する。
- (2) 受託者は、委託業務完了後 10 日以内に、委託業務完了報告書を委託者に提出する。
なお、委託業務完了報告書には、以下の書類を添えて提出する。
 - ・業務完了報告書（放送実績が確認できるもの）

※放送局として独自に放送した分についても可能な範囲で報告してください。

- ・その他、県が必要と認める書類

(3) 提出先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県建設部河川課（長野県庁7階）

11 業務に要する経費の限度額

5,995,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

12 業務実施上の留意事項

- (1) 提出する企画提案書の内容は、3の基本方針の趣旨を十分踏まえ、一貫性及び整合性が図られ、目的を十分に達成できる実施方針とする。
- (2) 業務の実施に当たり、効率的な実施体制及び明確な責任体制を確保すること。

13 その他

- (1) 本事業は、委託者が委託する事業のため、事業の成果等は委託者に帰属する。
- (2) 契約の締結にあたっては、地方自治法や長野県財務規則をはじめとする諸規定が適用される。
- (3) 次の一般的な事項にも注意すること。
 - ア 制作する成果物が第三者の所有権や著作権その他第三者の権利を侵すものでないこと。
 - イ 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利（以下、「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとし、この場合に、委託者は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
 - ウ 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
 - エ 被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
 - オ 個人情報の保護については十分な注意を払い、流出・損失が生じないようにすること。
 - カ 本業務で取得した情報については秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に利用しないこと。
- (4) 選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と受託候補者が細部を協議の上で、契約を締結するものとする。
- (5) この仕様書に定めがない事項は、委託者と受託者が協議の上決定するものとする。